

○函館市火災予防条例第32条第5号の規定による
火災が発生するおそれが大であると認めて市長が
指定した区域について

〔平成20年4月1日
市告示第111号〕

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）第32条第5号の規定に基づき、次の区域を喫煙を制限する区域として指定した。

山林、原野ならびに次に掲げる公園および緑地の区域（吸殻容器を設けた喫煙所または消火用具を備え付けた場所を除く。）

- (1) 函館公園
- (2) 函館山緑地
- (3) 五稜郭公園
- (4) 見晴公園
- (5) 市民の森
- (6) 白石公園
- (7) 道南四季の杜公園
- (8) 戸井ウォーターパーク
- (9) 川汲公園
- (10) 河川公園